
プロジェクト ASAF 対応

項目 共通支配下の企業結合 (BCUCC) : 測定アプローチ

本資料の目的

1. 本資料は、2018 年 7 月に開催される会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議で議論される項目のうち、国際会計基準審議会 (IASB) の共通支配下の企業結合 (Business Combinations under Common Control; BCUCC) に関するリサーチ・プロジェクト (以下「本プロジェクト」という。) の測定アプローチについて、論点の内容をご紹介するとともに、ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案について、ご意見をいただくことを目的としている。

概要

2. 2018 年 2 月までの IASB ボード会議では、本プロジェクトの範囲¹及び本プロジェクトの範囲に含まれる取引の分析における出発点として IFRS 第 3 号「企業結合」(以下「IFRS 第 3 号」という。) で示されている取得法を使用することが暫定決定されている。
3. スタッフは、本プロジェクトの範囲内の取引についてスタッフが開発したアプローチに関する ASAF メンバーからのフィードバックを求めている。
4. IASB スタッフは、まず、次の図のような単純なシナリオにおける企業 A (受入企業) の連結財務諸表の観点から検討を開始することとした。

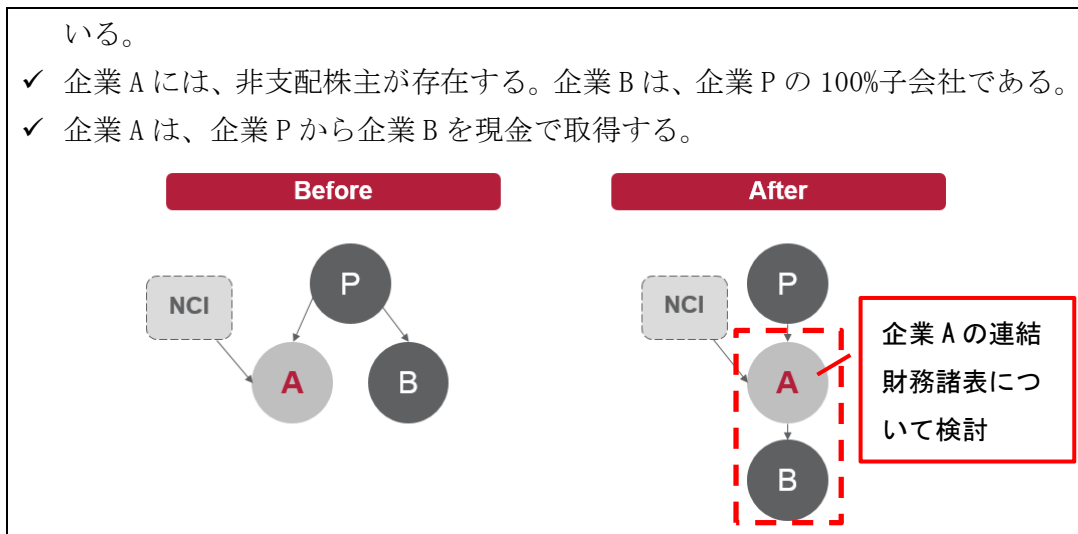
【前提】

✓ 企業 A 及び企業 B は事業の定義²を満たし、いずれも企業 P により支配されて

¹ 2017 年 12 月の IASB ボード会議において、従前から適用上の論点が識別されていた以下の両方を満たす取引についても本プロジェクトの範囲に含めることが暫定決定されている。

- (1) 1 つ又は複数の事業の移転を伴う取引であって、結合当事者のすべてが最終的に同一の支配当事者によって支配されている。
- (2) 次のいずれかである取引が含まれる。
 - ① 外部の取得が先行しているか、結合当事者のうち 1 つ又は複数の外部への売却が後で行われるか、その両方である。
 - ② 株式公開などの将来の売却が条件となっている。

² IFRS 第 3 号において、「事業 (business)」は、投資家又はその他の所有者、構成員又は参加者に対し、配当、コストの低減又はその他の経済的便益という形でのリターンを直接的に提供する目的で実施し管理することができる、活動及び資産の統合された組み合わせと定義されている。



5. IASB スタッフは、企業 A の非支配株主が、企業 A への将来の正味キャッシュ・インフローの見通し及び企業 A の経済的資源に対する経営者の受託責任を評価するのに役立つ情報を提供するにあたり、次の 3 つの会計処理方法について検討を行っている。

| | |
|----------------|---|
| 歴史的原価（取得原価の配分） | 取得日現在の公正価値の比率に基づき、移転対価を企業 B の識別可能な資産及び負債に配分するという IFRS 第 3 号第 2 項(b)に定められている会計処理方法である。被取得企業の純資産の評価額が移転対価に等しくなり、のれんは認識されない。 |
| 現在価値（取得法） | 被取得企業の純資産の評価額が公正価値と等しくなる方法であり、のれんが認識される。 |
| 簿価引継法 | すべての結合当事企業の純資産が簿価のまま引き継がれる会計処理方法であり、のれんは認識されない。 |

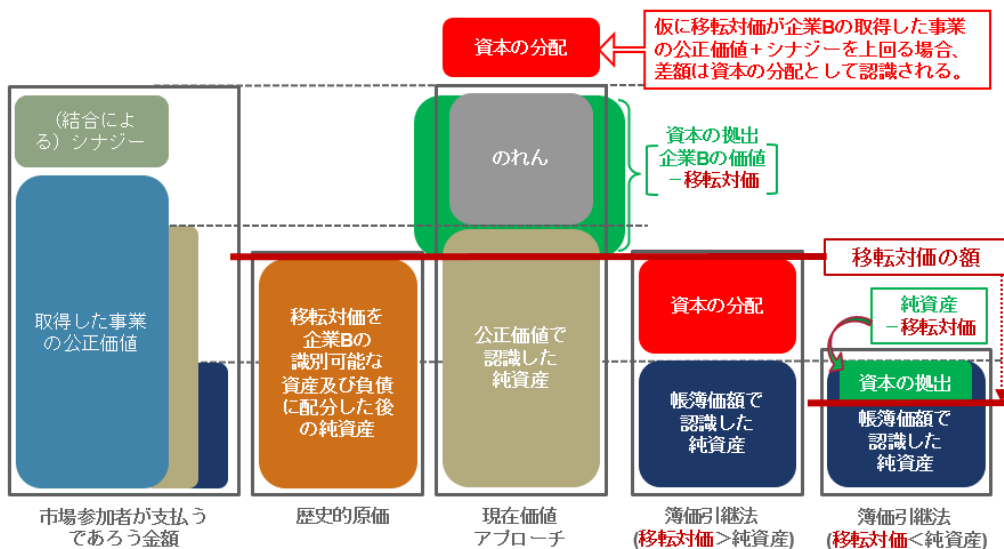
6. IASB スタッフは、前項の 3 つのアプローチについて、以下のように検討を行っている（以下の図 1 参照）。

- (1) 歴史的原価アプローチ（取得原価の配分）を行うと、移転対価を識別可能な資産及び負債に配分した後に企業 A が認識する企業 B の純資産の額は、取得した事業の公正価値にかかわらず、常に移転対価の額と等しくなる。そのため、取得した事業の公正価値と移転価格との関係（事業をその公正価値よりも安く取得したのか、高く取得したのか）が反映されない。
- (2) 現在価値アプローチについて、IASB スタッフは IFRS 第 3 号の取得法及び IAS 第 1 号「財務諸表の表示」（資本取引）の組み合わせによるアプローチを検討している³。具体的には、以下のように会計処理を行う。

³ IASB スタッフは、共通支配下の企業結合においては、通常の企業結合とは異なり、IFRS 第 3 号における企業結合取引の一部ではない取引として資本取引が存在しているものと考えている。

- ① 取得した事業から生じたのれん（取得した事業の公正価値と識別可能な純資産の公正価値との差額）と組織再編により生じるシナジー効果の両方を含むのれんを認識する。
 - ② 市場参加者が取得した持分（組織再編により生じるシナジーを含む）に対して支払うであろう金額と移転対価の公正価値が相違する場合、差額については、市場参加者が支払うであろう金額が移転対価の公正価値を超過するときは資本の拠出として、下回るときは資本の分配として認識する。
- (3) 簿価引継法について、(2)と同様のアプローチで処理した場合には、以下のようになる。
- ① 移転対価の公正価値が帳簿価額で認識した純資産を上回る場合、企業 B の価値が移転対価の公正価値を上回っている場合でも、資本の分配が認識される。
 - ② 移転対価の公正価値が帳簿価額で認識した純資産を下回る場合、資本の拠出が認識される。

図 1：3つのアプローチのイメージ図



7. IASB スタッフは、受入企業の財務諸表の主な利用者の情報ニーズとコスト・ベネフィットは以下のように利用者によって異なると分析し、上述したそれぞれのア

IASB スタッフは、このように考えることで、共通支配下のその他の取引との整合性を図ることが可能であり、共通支配下の企業結合における「割安」購入は、純損益に認識される利得ではなく、資本の拠出と考えることができるとしている。

アプローチが、「便益によって正当化されるコストで受入企業の財務諸表の様々なタイプの主な利用者に対し有用な情報を提供するかどうか」について初期評価を行った。

| 主な利用者 | 特徴 | 歴史的原価 | 現在価値 | 簿価引継法 |
|--------------|--|-------|-------------|-------------|
| 非支配株主 (NCI) | 受入企業に対し無限の持分を有しており、BCUCC 取引は彼らの既存持分に影響を与える可能性がある。残余持分リスクにさらされている。 | 提供しない | 提供する | 提供しない |
| 債権者及び融資者 | 受入企業に有限の持分を有しており、BCUCC 取引は彼らの既存持分に影響を与える可能性がある。信用及び流動性リスクにさらされている。 | 提供しない | 提供しない | 進行中 |
| 最終支配企業 (P 社) | BCUCC 取引の前後ですべての結合当事企業を支配する。情報ニーズを満たすにあたり受入企業の財務諸表のみに依拠しない。 | 提供しない | 提供しない | 提供する |
| 予想される出資者 | BCUCC 取引時において結合当事企業のいずれにも既存持分を有しない。 | 提供しない | 進行中 | 進行中 |

8. 前述のように IASB スタッフは、非支配株主に影響を及ぼす取引について様々な現在価値アプローチを検討してきたが、2018 年 6 月の IASB ボード会議の結果において、IASB ボードは IASB スタッフに、IFRS 第 3 号に示された取得法に基づくアプローチを開発し、非支配株主に影響を与える共通支配下の企業結合に関して最も有用な情報を提供するように取得法を修正すべきかどうか及びどのように修正すべきかを検討するよう指示した。考えられる修正には、受入企業が次のうち 1 つ又は複数を行うという要求事項が含まれる可能性がある。

- (1) 追加的な開示を提供する。
- (2) 取得した識別可能な純資産の超過額を、利得として認識せずに、資本の拠出として認識する。
- (3) 超過対価をのれんの当初測定に黙示的に含めるのではなく、資本の分配として認識する。この超過額の測定は、例えば、取得した事業の公正価値との比較（いわゆる「シーリング（上限）アプローチ」⁴）又は IAS 第 36 号「資産の減損」における減損テストの仕組みの適用（いわゆる「改訂シーリングアプ

⁴ 別紙 1 参照。

ローチ」⁵⁾によって行うことが考えられる。

ASAF メンバーに対する質問事項

9. ASAF メンバーへの質問事項は、次のとおりである。

- (1) IASB スタッフは、特定のアプローチが、「便益によって正当化されるコストで受入企業の財務諸表の様々なタイプの主な利用者に対し有用な情報を提供するかどうか」について初期評価を行った。各アプローチに関する IASB スタッフの評価に同意するか。同意しない場合、その理由は何か。
- (2) 非支配株主に影響を与える共通支配下の取引について、
 - ① IASB スタッフの初期評価は、取得した識別可能な純資産の公正価値が移転対価の公正価値を超過する金額は、損益計算書の利得（負ののれん）ではなく、資本の抛出として認識されるべきであるということである。スタッフの初期評価に同意するか。同意しない場合、その理由は何か。
 - ② ①以外で共通支配下にある企業結合について取得法の要求事項を変更すべきと考えるか。変更すべき場合、シーリングアプローチ、改訂シーリングアプローチ、または別のアプローチのどれを選好するか。
 - ③ 既存の IFRS 基準ですでに要求されている開示に加えて、共通支配下の企業結合について、どのような開示を求めるべきと考えるか。

ASBJ 事務局による気付き事項

10. 前項の質問について、次のように考えるがどうか。

質問(1)について

11. IASB スタッフは、コスト・ベネフィットの観点も踏まえた情報ニーズの分析として、4種類の利用者を特定した分析を行っているが、一般目的財務報告であることを前提として、まずは主要な利用者の最大多数の共通の情報ニーズを分析すべきと考える。

⁵⁾ 別紙2 参照。

12. また、IASB スタッフは、非支配株主にとって現在価値アプローチがコスト・ベネフィットの観点からも有用な情報を提供すると分析しているが、非支配株主が存在する場合であっても、その構成や属性により情報ニーズは異なると考えられるため、必ずしも取得法が有用な情報を提供するとは限らないと考える。

質問(2)について

13. 我が国では、共通支配下であっても経済合理的な取引であることが求められるため、経済合理性のない不等価交換となる取引は、上場企業においては起こりえない。国によって法規制が変わるため、共通支配下の取引が不等価交換で行なわれる場合もあることは理解できるが、経済的合理性のない不等価交換の会計処理は経済合理性のある等価交換の会計処理を固めたあとで検討すべきものである。
14. また、仮に経済的合理性のない不等価交換について従前と異なる会計処理とすることを検討する場合、関連当事者取引における同様の事象や、不等価交換全般の会計処理を検討する必要性が生じると考えられる。

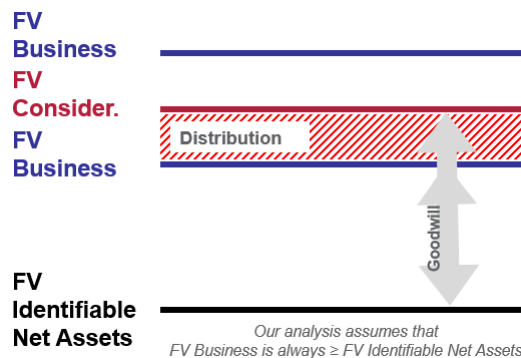
ディスカッション・ポイント

BCUCC の測定アプローチに関する IASB スタッフの提案及び ASBJ 事務局の気付き事項について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上

別紙1 シーリングアプローチの設例

1. シーリングアプローチは、過剰なのれんの認識を回避することに焦点を当てたアプローチである。
 - ① 移転対価の公正価値が取得した識別可能な純資産の公正価値を超過する場合に限り、その差額をのれんとして認識する。
 - ② ただし、取得した事業の公正価値と取得した識別可能な純資産との差額よりも多額ののれんは認識せず、事業をその公正価値よりも高く取得した部分は資本の分配として認識する。
 - ③ 移転対価の公正価値が取得した識別可能な純資産の公正価値を下回る場合、その識別可能な純資産の公正価値よりも安く取得した部分は資本の拠出として認識する。



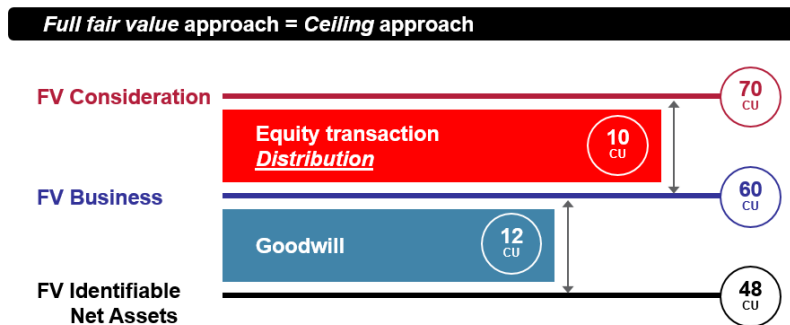
(設例に基づく解説)

2. 以下では、IASB スタッフの作成した設例を用いてシーリングアプローチについて解説を行う。
3. 前提条件として、取得した事業の公正価値は 60CU、取得した識別可能な純資産の公正価値は 48CU とし、移転対価の公正価値（本設例では、対価は現金としている。）について、次の 3 つのシナリオを検討する。
 - ① シナリオ 1：移転対価の公正価値は 70CU
 - ② シナリオ 2：移転対価の公正価値は 52CU
 - ③ シナリオ 3：移転対価の公正価値は 45CU



シナリオ 1：移転対価（70CU）＞事業価値（60CU）＞時価純資産（48CU）

4. シナリオ 1 は、どちらのアプローチも、取得した事業の公正価値（60CU）と取得した識別可能な純資産の公正価値（48CU）との差額をのれん（12CU）とし、取得した事業の公正価値（60CU）と移転対価の公正価値（70CU）との差額を分配（10CU）とする。



5. この場合の仕訳は、次のように示されている。

| | Full fair value = Ceiling | | IFRS 3 | |
|-----------------------------------|---------------------------|----|--------|----|
| Cr Cash | | 70 | | 70 |
| Dr Identifiable Net Assets | 48 | | 48 | |
| Dr Goodwill | 12 | | 22 | ⚠ |
| Dr Equity (<u>Distribution</u>) | 10 | | - | |
| Dr Impairment loss | - | | ⚠ | |

⚠ Subject to impairment test!

(ASBJ 事務局の理解)

- IFRS 第3号の取得法では、移転対価の公正価値と取得した識別可能な純資産の差額をのれんとするため、移転対価の公正価値が取得した事業の公正価値よりも大きく、企業結合取引の経済的な効果を表さない場合には、のれんが過大となる可能性がある（このため、減損テストにおいて減損が認識される可能性がある。）。
- シーリングアプローチでは、取得した事業の公正価値と取得した識別可能な純資産の公正価値との差額をのれんとして認識するため、移転対価が事業の公正価値を上回っている場合には、移転対価の金額にかかわらず、のれんの金額は一定となる。
- シーリングアプローチでは、移転対価の公正価値が取得した事業の公正価値を上回る場合に、その差額は資本取引（企業 P に対する分配）として認識する。

シナリオ 2：事業価値（60CU）＞移転対価（52CU）＞時価純資産（48CU）

6. シナリオ 2 の場合、シーリングアプローチでは、取得した識別可能な純資産の公正価値（48CU）と移転対価の公正価値（52CU）の差額をのれん（4CU）とする。



7. この場合の仕訳は、次のように示されている。

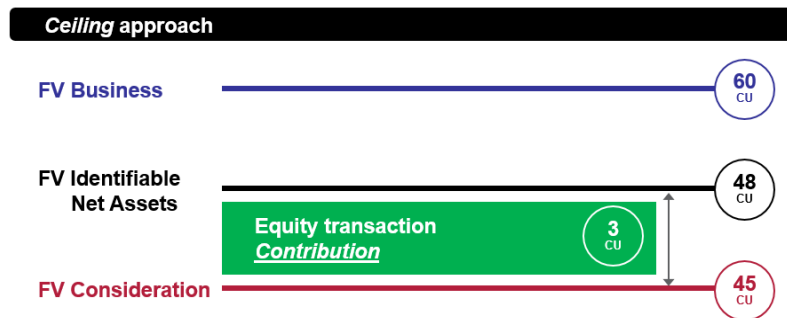
| | Full fair value | | Ceiling | | IFRS 3 | |
|-----------------------------------|-----------------|----|---------|----|--------|----|
| Cr Cash | | 52 | | 52 | | 52 |
| Dr Identifiable Net Assets | 48 | | 48 | | 48 | |
| Dr Goodwill | 12 | | 4 | | 4 | |
| Cr Equity (<u>Contribution</u>) | | 8 | | - | | - |

(ASBJ 事務局による理解)

- IFRS 第 3 号の取得法では、移転対価の公正価値と取得した識別可能な純資産の差額をのれんとするため、移転対価の公正価値が取得した事業の公正価値よりも小さく、企業結合取引の経済的な効果を表さない場合には、のれんが過小となる可能性がある。
- シーリングアプローチでは、移転対価の公正価値が取得した事業の公正価値を下回る場合には、のれんの金額は IFRS 第 3 号の取得法と同額となる。

シナリオ 3：事業価値（60CU）＞時価純資産（48CU）＞移転対価（45CU）

8. シナリオ 3 の場合、シーリングアプローチでは、取得した識別可能な純資産（48CU）と移転対価の公正価値（45CU）の差額をのれん（3CU）とする。



9. この場合の仕訳は、次のように示されている。

| | Full fair value | | Ceiling | | IFRS 3 | |
|-----------------------------------|-----------------|----|---------|----|--------|----|
| Cr Cash | | 45 | | 45 | | 45 |
| Dr Identifiable Net Assets | 48 | | 48 | | 48 | |
| Dr Goodwill | 12 | | - | | - | |
| Cr Equity (<u>Contribution</u>) | | 15 | | 3 | | - |
| Cr Gain on a bargain purchase | - | - | - | - | | 3 |

(ASBJ 事務局による理解)

- IFRS 第 3 号の取得法では、移転対価の公正価値が取得した事業の公正価値よりも小さいために企業結合取引の経済的な効果を表しておらず、かつ、取得した識別可能な純資産を下回る場合には、たとえ取得した事業の公正価値が取得した識別可能な純資産の公正価値を上回っていても、割安購入益（負ののれん）が認識される。

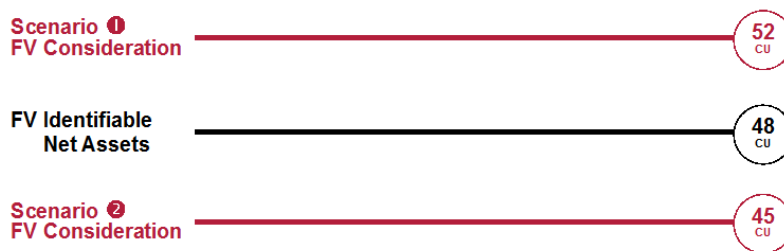
- シーリングアプローチでは、取得した事業の公正価値が取得した認識可能な純資産の公正価値を上回り、かつ、移転対価の公正価値が取得した認識可能な純資産の公正価値を下回る場合、その差額は資本取引（企業Pからの拠出）として認識する。

別紙2 改訂シーリングアプローチの設例

1. 前提条件として、識別可能な純資産の公正価値は 48CU とし、移転対価の公正価値（本設例では、対価は現金としている。）について、次の 2 つのシナリオを検討する。なお、IFRS 第 3 号の要求事項と整合的に、当初の会計処理の基礎として、移転対価の公正価値を使用する。

(1) シナリオ 1：移転対価の公正価値は 52CU

(2) シナリオ 2：移転対価の公正価値は 45CU



シナリオ 1：移転対価（52CU） > 時価純資産（48CU）

（当初の会計処理）

2. シナリオ 1 は、暫定的なものの帳簿価額を、移転対価の公正価値と識別可能な純資産の公正価値との差額として計算する。



3. この場合の仕訳は、次のように示されている。

| | Revised Ceiling | | IFRS 3 | |
|----------------------------|-----------------|----|--------|----|
| Cr Cash | | 52 | | 52 |
| Dr Identifiable Net Assets | 48 | | 48 | |
| Dr Goodwill | | 4 | | 4 |

(測定期間終了時の会計処理)

4. 測定期間の終了までに、IAS 第 36 号のメカニズムを用いてのれんの帳簿価額を確定し、資本取引を識別する。具体的には次のとおり。

- (1) 暫定的なのれんを、受入企業 (receiving entity) の CGU (又は CGU グループ) のうち、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれるものに配分する。
- (2) IAS 第 36 号の要求事項を適用し、暫定的なのれんが配分された CGU の回収可能価額を測定する。
- (3) 暫定的なのれんが配分された CGU の帳簿価額と、当該 CGU の回収可能価額を比較する。なお、暫定的なのれんが配分された CGU の帳簿価額が当該 CGU の回収可能価額を超過した金額は、暫定的なのれんの帳簿価額の調整と資本の分配として認識する。

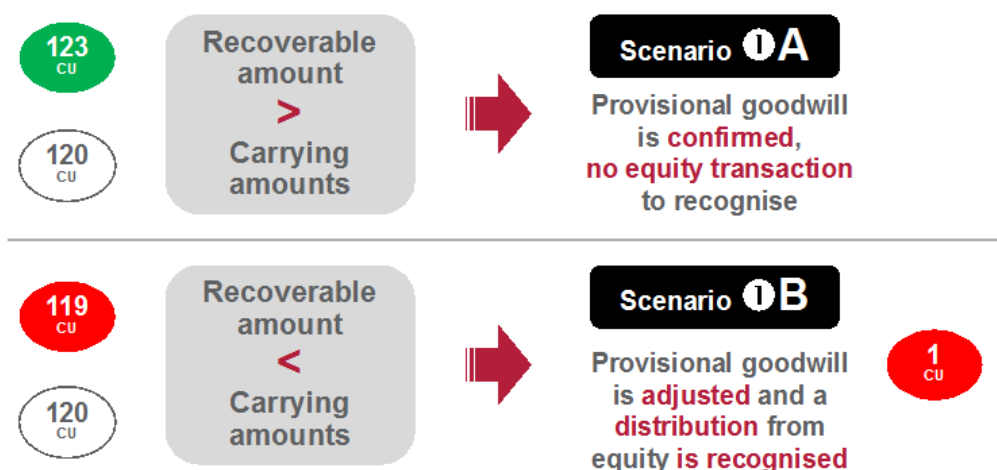
5. また、シナリオ 1 は、会計処理が完了した時点において次のとおり 2 つのシナリオに分岐する。

(1) シナリオ 1A : 回収可能価額 (123CU) > 帳簿価額 (120CU) の場合

この場合、のれんの金額が 4CU のまま確定され、資本取引は認識されない。

(2) シナリオ 2B : 帳簿価額 (120CU) > 回収可能価額 (119CU) の場合

この場合、帳簿価額が回収可能価額を超過した金額である 1CU は、暫定的なのれんの金額 (4CU) から調整され、同額を資本の分配として認識する。




シナリオ 1A：回収可能価額（123CU）＞帳簿価額（120CU）

6. 暫定的なのれんの帳簿価額（移転対価の公正価値と識別可能な純資産の公正価値との差額）が4CUのまま確定される。資本取引は認識されない。



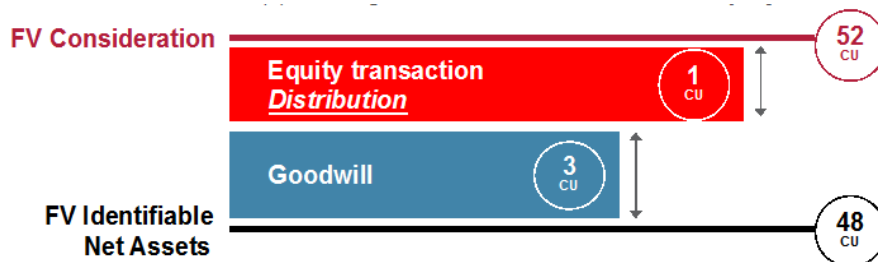
7. この場合の仕訳は、次のように示されている。

| | Revised Ceiling | | IFRS 3 | |
|----------------------------|-----------------|----|--------|----|
| Cr Cash | | 52 | | 52 |
| Dr Identifiable Net Assets | 48 | | 48 | |
| Dr Goodwill | 4 | | 4 | |

 The provisional carrying amounts are confirmed.

シナリオ 1B：帳簿価額（120CU）＞回収可能価額（119CU）

8. 暫定的なのれんの帳簿価額は、暫定的なのれんが配分された CGU の回収可能価額を反映するように調整される。CGU の回収可能価額と帳簿価額との差額は、資本の分配として認識される。



9. この場合の仕訳は、次のように示されている⁶。

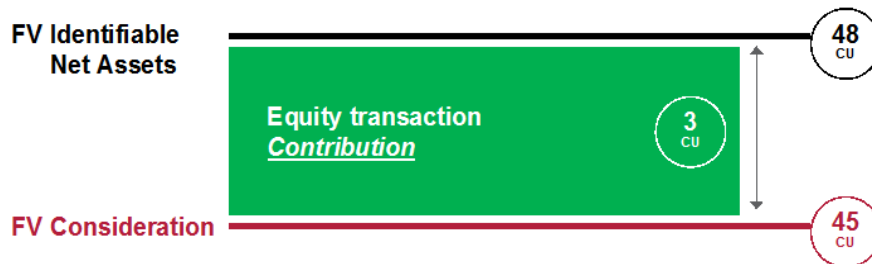
| | Revised Ceiling | | IFRS 3 | |
|-----------------------------------|-----------------|----|----------------|----------------|
| Cr Cash | | 52 | | 52 |
| Dr Identifiable Net Assets | 48 | | 48 | |
| Dr Goodwill | 3 | | 4 | 1 [⚠] |
| Dr Equity (<u>Distribution</u>) | 1 | | - | |
| Dr Impairment loss | - | | 1 [⚠] | |

[⚠] Applying existing IFRSs, goodwill arising in a business combination is subsequently tested for impairment.



シナリオ 2：時価純資産（48CU）＞移転対価（45CU）

10. シナリオ 2 は、資本の拠出を、移転対価の公正価値と識別可能な純資産の公正価値との差額として計算する。



11. この場合の仕訳は、次のように示されている。

| | Revised Ceiling = Ceiling | | IFRS 3 | |
|-----------------------------------|---------------------------|----|--------|----|
| Cr Cash | | 45 | | 45 |
| Dr Identifiable Net Assets | 48 | | 48 | |
| Dr Goodwill | - | | - | |
| Cr Equity (<u>Contribution</u>) | | 3 | | - |
| Cr Gain on a bargain purchase | | - | | 3 |

以 上

⁶ 既存の IFRS を適用すると、企業結合において生じるのれんは、事後的に減損テストが行われる。